

会計局会計課が発注する印刷物の製造請負に係る最低制限価格制度実施要領

第1 趣旨

この要領は、会計局会計課が発注する印刷物の製造請負に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格制度等の事務手続きについて定めるものとする。（平成21年12月21日、入札制度改善委員会了承事項）

第2 対象

最低制限価格等の設定の対象となるものは、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、会計局会計課が一般競争入札及び指名競争入札により発注する、予定価格が400万円を超える印刷物の製造請負について、最低制限価格を設定する。（WTO案件を除く。）
- (2) 会計局会計課が物品・役務調達システムのオープンカウンター方式で「一般競争型」及び「指名競争型」により発注する、予定価格が30万円以上400万円以下の印刷物の製造請負について、最低制限価格に準じたもの（以下「準最低制限価格」という。）を設定する。

第3 最低制限価格等の算定方法

最低制限価格等の算定は、次の各号に掲げるいずれか一の方法により行うものとする。

- (1) 最低制限価格は、契約ごとに、「諸経費」及び「配送料」を除く予定価格算出の基礎となった評価額の合計に110分の100を乗じて得た額に、10分の7.2を乗じて得た額に「諸経費率」を乗じ、「配送料」を加算した額の円未満を切り上げた額とする。また、準最低制限価格は、前段の例より算定した金額に100分の110を乗じて得た額とする。
- (2) 印刷物の性質上、前記(1)の規定により難しいものについては、前号に規定する算出方法にかかわらず、最低制限価格は、契約ごとに、予定価格算出の基礎となった評価額に110分の100を乗じて得た額に、10分の7.2を乗じて得た額の円未満を切り上げた額とする。また、準最低制限価格は、前段の例より算定した金額に100分の110を乗じて得た額とする。

第4 最低制限価格等の取扱い

最低制限価格等と同額で入札すると必ず落札者（複数の場合は抽選）となることから、前記第3に規定する評価額を算定するための算定式等については非公表とする。

第5 予定価格書への記載

最低制限価格等を設定したときは、予定価格書に上記3で算出した最低制限価格等を記載するものとする。

第6 入札公告等への記載

入札参加者に対し、入札公告又は入札説明書等により、当該入札等において最低制限価格等を設定する旨を事前に周知するものとする。

- (1) 一般競争入札により発注する場合
入札公告の例文句（印刷物（総価契約・単価契約））による。

(2) 物品・役務調達システムのオープンカウンター方式で「一般競争型」により発注する場合

公開する「調達情報詳細」画面の「見積条件等」欄に次の一文を記載する。

会計局会計課が発注する印刷物の製造請負に係る最低制限価格制度実施要領（平成24年4月1日施行）に基づき準最低制限価格を設ける。

第7 落札者等の決定

契約担当者は、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格等以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者等とするものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日に締結する契約から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成24年4月1日に締結する契約から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成26年1月6日に締結する契約から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成26年4月1日に締結する契約から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成30年4月1日から適用する。ただし、同日前に行われた公告その他の契約の申込の誘引に係る契約で、同日以後に締結する契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領の一部改正は、令和元年10月1日以後に納入期限を設定する印刷物の製造請負から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、令和7年4月1日から適用する。ただし、同日前に行われた公告その他の契約の申込の誘引に係る契約で、同日以後に締結する契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領の一部改正は、令和8年2月1日から適用する。